

復興公営住宅への入居を希望されている皆さまへ

## 復興公営住宅の家賃等に関するQ & A



復興公営住宅の家賃等について、ご質問の多い項目をQ A方式にまとめましたので、今後の申し込みの参考としてください。

- Q1. 無職で収入がありません。応急仮設住宅の家賃は無料でしたが、復興公営住宅は家賃がかかりますか？**  
無収入でも家賃がかかります。家賃は収入に応じて支払うことになります。
- Q2. 復興公営住宅の家賃はいくらになりますか？**  
復興公営住宅の家賃については、土地の価格、住宅の規模、建設費により決定されるため、各住宅・住棟によって家賃が異なります。また、世帯の収入状況によっても家賃が異なります。  
詳しい算定方法は「入居募集のご案内」でお示いたしますのでご確認ください。
- Q3. 自分たちがどの家賃区分になるか教えて欲しい。**  
家賃区分は、入居される世帯全員の収入状況により分かれています。  
給与所得の場合、給与所得控除後の金額から同居親族数や障害の等級などを要因とする控除額を差し引いた額を月額に算定し、その所得月額の範囲内にある区分で示した額が家賃となります。  
詳しい算定方法は「入居募集のご案内」でお示いたしますのでご確認ください。
- Q4. 一度家賃が決まったら変更されることはありますか？**  
年1回収入申告書を提出して頂き、その都度世帯の収入状況によって一年間の家賃を決定いたします。
- Q5. 今年退職した場合でも前年度の収入で家賃が決まってしまうのですか？**  
退職の場合、その時の収入状況により家賃を決定いたします。（※退職所得は、所得に算入しません。）
- Q6. 復興公営住宅に家賃減免制度はありますか？**  
国が新たに創設した「東日本大震災特別家賃低減事業」を活用し、収入の少ない世帯を対象に、家賃の軽減を行います。詳しくは「入居募集のご案内」をご覧ください。
- Q7. 家賃以外に必要な費用はありますか？**  
家賃以外にも別途、共益費を徴収させていただきます。  
また、駐車場を契約した場合には、駐車場使用料もご負担させていただきます。このほか入居決定時に敷金を納付させていただきます。

**Q8. 復興公営住宅入居の敷金について教えてください。**

入居決定後、指定された日までに家賃3ヶ月分の敷金を納付していただきます。なお、敷金を算定する際の基準となる家賃は、家賃減免適用前の金額となります。  
また、入居時に敷金の納入が困難な場合は、負担の軽減を図ることもできます。個別にご相談ください。

**Q9. 共益費はいくらくらいになりますか？**

入居される住宅ごとの共用部分の電気の使用量によって異なりますが、概ね 1,000 円～2,000 円になる見込みです。

**Q10. 駐車場使用料はいくらになりますか？**

入居される住宅によって駐車場の使用料も変わってきますが、概ね 5,000 円～10,000 円になる見込みです。

**Q11. 収めた敷金は退去時に返してもらえますか？**

お預かりした敷金は、家賃等の滞納がない場合にはお返しいたします。  
なお、退去時には、畳の表替えやふすまの張替えのための費用、入居者の責任による修繕が発生した場合には、その費用をいただきますが、申し出があれば敷金を充当することもできます。

**Q12. 収入が多いと復興公営住宅から出て行かなくてはならないのですか？**

復興公営住宅に入居して3年経過後、収入基準を超えた収入状況が2年継続した場合には、住宅の明け渡しの対象となります。

**《その他》**

●次の復興公営住宅の入居者募集は以下のとおりです。(来月号で改めてお知らせします)

区 分		対 象	期 間
一般抽選	個別 申し込み	個別に入居したい世帯	11/10 ～ 11/28
	グループ 申し込み	小規模のグループで入居したい世帯 (2～4 世帯)	

●復興公営住宅の入居に関する相談窓口を開設しています。

随時受付 10:00～16:00 (土・日曜日、祝日は除く)

会 場 市役所本庁舎1階 復興公営住宅相談会場

【お問い合わせはこちらまでお願いします】

仙台市都市整備局公共建築部

復興公営住宅室管理係

電話 : 022-214-8333